

診療報酬改定に伴う届出忘れにご注意を！！

— 届出・再届出が必要な主な点数(抜粋)をご参照下さい —

新点数の運用まで1カ月を切り、施設基準の届出が始まりました。今次改定で「新設された点数を新たに届け出る場合」や、「施設基準が改定された点数を引き続き算定する場合」は、6月1日（必着）までに新規届出または届け出直しが必要です。また、経過措置が設けられている項目については、経過措置の終了までに届出を行う必要があります。

今回、6月1日までに受理される必要のある主な届出点数を下表にて紹介します。なお、厚生局は施設基準チェックリストを公開しております。右のQRよりご参考にしてください（万ーリンク切れの場合は、近畿厚生局HPよりご確認ください）。

届出詳細等は「点数表改定のポイント2026年版」(P763～)をご参照ください。



近畿厚生局
チェックリスト
(診療所版)

6月1日までに届出・再届出が必要な主な点数（あくまで一部抜粋です）

新設された又は施設基準が創設された主な点数（届出が必要な項目）（一部抜粋）	ポイント頁
・初診料等の「電子的診療情報連携体制整備加算」（旧「DX推進体制整備加算」等）	P20
・再診料の地域包括診療加算・地域包括診療料の「外来データ提出加算」	P29
・生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）の「充実管理加算1・2」	P95
・強化型在宅療養支援診療所（連携型のア）【自院における往診体制の確保】	P129
・往診料等の在宅医療充実体制加算	P138
・C002在宅時医学総合管理料の注16（C002-2施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。）に規定する基準（*基準を満たさない場合のみ要届出・5/1訂正事務連絡有のため、ポイント表記と異なります）	P151
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の「持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算」	P189
・ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出（PCR）	P231
・処方料の「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算」（旧「外来後発医薬品使用体制加算」・4/2訂正事務連絡有のため、ポイント表記と異なります）	P266
・通院・在宅精神療法の「心理支援加算」	P321
・通院・在宅精神療法の「児童思春期支援指導加算2」	P321
・通院・在宅精神療法の「注13（100分の60減算）」の施設基準	P320
・人工腎臓の「腎代替療法診療体制充実加算」	P347
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）「注5（継続的賃上げ）」の施設基準	P448
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）「注5（継続的賃上げ）等」の施設基準	P453
施設基準が改正され、2026年3月末時点で算定していた医療機関も改めて届出が必要な主な項目（2026年6月1日以降算定する場合）（一部抜粋）	
・通院・在宅精神療法の「早期診療体制充実加算1～3」	P321
・0001外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	P448
・0002外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	P453
・0003入院ベースアップ評価料	P461

※表中のページは「点数表改定のポイント2026年6月」（保団連発行）